



議案第十八号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部改正について

次のおり三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第十七条（見出しを含む）を次のように改める。

第十七条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十年七月一日から適用する。